

# 「苦前町及び初山別村との合併について」 町政懇談会

昨年の6月以降、苦前町及び初山別村との合併について、「新しいまち」になった場合の「まちの未来はどうあるべきか」について協議をしてきました。今回の町政懇談会は、「これまでの合併協議の経過を説明するとともに、羽幌町が自立するための財政推計（4・5ページ）を示して、多くの町民の皆さまから貴重なご意見をいただきました。



町政懇談会は、「苦前町及び初山別村との合併」をテーマに9月4日から離島を含め10回開催し、延べ221人が参加しました



合併協議の目的は、合併をするための協議ではなく、合併した場合の姿を描くための協議で、基本的に多数決で決定するものではなく、話し合いの中の合意により決定していくものですが、それぞれの町に歴史や地域性があり、3町村がひとつの町になることは難しいことです。

意見の違うところから少しずつ歩み寄っていくのに時間を要していますが、合併してどんな町をつくっていくのか、納得のいく協議をしていかなければ将来的に悔いを残すことになります。

合併してもしなくても財政的には、今後更に厳しくなることが予想されます。

10年後、20年後の自分達あるいは子ども達のための地域づくりを考え、「今後どのような方向で進むべきなのか」町民の皆さんと一緒に考えていかなければなりません。

## 町政懇談会の主な意見とこれに対する意見交換

- 寄せられた意見
- 意見交換した内容

### ■合併について

○合併には大反対である。その理由は、国の方策が見えていないことにある。国は、財政が逼迫してきたので、単純に交付税を減らすことで合併を推進しようとしている。地方の将来を真剣に考えての方策ではない。

○町村合併は、財政上の問題だけでなく、各地域でそれぞれ持っている住民感情が絡んでくるので非常に難しい問題である。今合併しても各地域のエゴが表に出るだけのような気がする。財政推計では、自立した場合は、今後負担が多くなるということであったが、住民感情が絡んだ難しい問題を抱え込むなら、自立の道を選んだ方が良いと思う。

### ■合併協議について

○現在、合併協議が進められているが、重要な項目はほとんど継続協議となっていて、まったく進んでいない気がする。どうしてこんなに時間がかかるのか？

●合併協議会は、合併ありきの論議ではなく、合併した場合の姿をえがき、住民の皆さまが合併の是非を判断するための材料を示すことを目的にやっている。協議会は、多数決ではなく話し合いの中での合意から1つの形をつくっていく考え方で進んでいるので、時間がかかっているのが現実であるが、継続協議を繰り返しながらも少しずつ歩みよっている。

### ■新町の名称

○なぜ旧町村名を使わないのか？

●意見がそれぞれあり、旧町村名を選択肢に入れていたのではなかなかまとまらないことから、公募方式で行うことで、確認されている。

### ■役場の位置及び方式

○役場の位置は、立地条件からしても中心にある羽幌が本庁になるのが普通だと思うが。

●庁舎設置の方式は総合支所方式と留萌中部方式の2案で審議中である。また、本庁の位置については、一般的には中心である羽幌が本庁になると思います。それぞれの町村の意見もあり、合意に至っていない状況です。

### ■議会議員の定数

○議会議員の定数についてですが、実際に合併した場合、中心地にばかり人が集まってしまう、人口の少ない地区は議員の数が減り、地域住民の声が届かないという事態が起こってしまう。各地区に人数枠を設定する選挙区を設けた方がいいと思う。

●合併協議会の小委員会からは、各地区に人数枠を設定する選挙区を設けずに行うべきと報告されているが、協議会ではまだまとまっていません。

●仮に合併した場合、全体の人口が約15,000人となり、この人口での法律に定められた議員の定数は22人となる。この定数を人口比率で各地域に枠を決めることもできるが、協議会では、議員は一つの新しい町の議員として、全ての地区のことを考えるものであるという意見から、選挙区を設けずに基本原則による選挙を行うことで進められている。

### ■財政に関すること

○財政推計では、将来黒字に転換することとなっているが、過疎化や高齢化をはじめ様々な問題が残っていることを考えると実際のところどうなるか分からない。この先よほどうまく行政を運営していかなければ、先行きは暗いと思われる。

●財政推計というのは、あくまでも予測したものであり、その時々々の社会情勢など、予測できない様々な要素がありますが、一定の条件を設けながら収支を保つための想定をしているものであります。

今後羽幌町の財政は、ますます厳しくなっていくことが予想されます。単に職員数を減らすとかではなくトータルな行財政改革が必要となってきます。これまでも取り組んできていますが、まだまだ町全体の無駄を省き、スリム化した行政運営をしていかなければならないと思っています。

○自立した場合、合併した場合と比べ交付税はどうなるのか？

●国から交付される交付税は、全国の地方自治体で見込まれる歳出の総枠が決められた後、その中から各自治体の事業内容と人口規模などに応じて振り分けられている。

3町村が合併した場合、人口が約15,000人の一つの町となり、交付税もその人口規模に見合った一つの町として算定されますが、特例措置があり、合併してから10年間については、合併しなかった場合に旧3町村でそれぞれ算定される金額を合わせた額が保障されることとなっている。

しかし、合併後10年、その後の経過措置の期間(5年)を含めても15年が経過すると、特例措置がなくなり、一つの町としての交付税しか交付されなくなりますので、それまでに合理化を進め15年後に備えなければ収支は保つことはできない。

合併してもしなくても財政状況は厳しくなる。